

平成27年(ワ)第180号 南相馬市原発損害賠償請求事件

原 告 高田一男 外150名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面 (9)

～原告らが住んでいた地域コミュニティの原発事故後の変容状況②～

2017(平成29)年1月23日

福島地方裁判所 いわき支部 御中

原告人ら訴訟代理人 弁護士 広田 次男



同 同 大木 一俊



同 同 坂本 博之



同 同 深井 剛志



同 同 野崎 崇史



第1 はじめに

原告らは、準備書面(3)において本件事故前に住んでいた地域コミュニティの状況を明らかにし、準備書面(7)においては、本件事故後のそれらの地域コミュニティの変容状況を明らかにした。本準備書面は、準備書面(7)で述べることができなかった、小沢地区（本件事故前の状況については準備書面(3)の第6）及び小浜地区（本件事故前の状況については同第8）の本件事故後の地域コミュニティの変容状況について、明らかにするものである。

第2 小沢地区の地域コミュニティの本件事故後の変容状況について

小沢

1 本件事故後の~~小浜~~地区の概要

小沢地区は、本件事故前には49戸があったが、このうち47戸が津波の被害を受けた。津波被害を受けなかった家屋は2戸のみであった。

小沢地区は、福島第一原子力発電所から18kmの距離に位置しており、本件事故と同様の事態に至ることを恐れ、全戸避難となった。

津波被害を受けた47戸が存在する地域は、2011（平成23）年度中に国から「津波危険区域」に指定され、47戸の宅地全てが国から買い上げられた。

そのため、小沢地区は、原状復帰は不可能である。高台移転等による復興もあり得たが、前述のとおり、福島第一原子力発電所から18kmの距離にあり、事故の収束及び廃炉過程において、本件事故と同様の放射能汚染が危惧されたことから、全戸が復帰断念となった。

津波被害を全く受けなかった2戸のうち、1戸が原告谷地茂（原告番号8）の家で、もう1戸が「タバコヤ」という屋号の家だった。「タバコヤ」は2013（平成25）年中には、荷物を全て運び出して空き家となり、原告谷地茂の家は、南相馬市との協議で「1戸では集落にならない。」と言われたこともあって、2014（平成26）年に解体、撤去している。

なお、唯一残ったタバコヤの家には、2015（平成27）年ころから、浪江町からの避難者が住むようになったが、1戸のみの居住であり、小沢地区の地域コミュニティとしての機能は全く失われてしまっている。

2 本件事故後における小沢地区の地域コミュニティ活動

小沢地区住民の避難先はまちまちであるが、地区の総会が、大甕生涯学習センターにおいて、年に1回は開かれている。この総会には、南相馬市の職員が出席し、市の方針・対応などを説明している。

2016（平成28）年の総会では、①除染の手順、②共有地を対象とした賠償金の分配方法、③記念碑の建立などが話し合われた。

3 小沢地区の地域コミュニティの喪失

以上のとおり、小沢地区の地域コミュニティは、本件事故によって、完全に破壊されてしまっている。

第3 小浜地区の地域コミュニティの本件事故後の変容状況について

1 本件事故後的小浜地区の概要

小浜地区には、本件事故前には58世帯があり、原告川岸利夫ら家族（原告番号14・原告になっているのはその一部である）もその構成員として居住していた。小浜地区は、津波により、太田川流域にあった家屋は原告川岸宅も含め流失してしまったが、丘陵地帯にあった約半数が残った。

しかし、小浜地区全体が、20km圏内の警戒区域・避難準備区域に指定され、2016（平成28）年7月12日に避難指示区域が解除されるまで、帰還したくても帰還できない状態になっていた。

そして、避難指示区域が解除されて、小浜地区に戻ろうと決心して帰還したのは、2017（平成29）年1月現在、わずか14世帯、人数にして30名

程度のみである。

なお、市の住民基本台帳によると、以下のとおりとなっている。

小浜 58世帯 251名 男124 女127 (平成23年2月末日)

小浜 33世帯 88名 男50 女38 (平成28年12月末日)

しかし、実際に帰還したものは、前述のとおり、14世帯、30名程度と激減している。特に子どもや若い人たちが、放射線被ばくによる不安から帰還していない。

なお、原告川岸一家も、避難中に工場を稼働させる必要から、工場を新設移転させ、また、仮設住宅でばらばらだった3世帯全員が早く一緒に住めるようするために、住居を南相馬市鹿島区に新築して、2016（平成28）年8月には、小浜自治会をやむなく脱会することとなった。

2 地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの特色と組織

小浜地区は、かつて250名程度の小さなコミュニティゆえに結束が強く、隣近所が助け合い、住民同士の結束は強かった。

行事も、新年会やお花見、葬儀や稻荷神社の神楽奉納、班対抗のバレーボール大会や地区対抗の大甕運動会に参加するなど、地区行事は多かった。

小浜自治会の中に、消防団、青年団、婦人消防隊、老人会などが作られ、神社管理、用水係田圃管理、閑の管理、各行事などそれぞれの役割を担っていた。

地区の中心には小浜公会堂があり、各種会合や老人会の神楽練習などが行われていた。

(2) 地域コミュニティの各組織の事故後の状況

しかし、事故後の現状は、前述のとおり、住民が激減したため、以下のとおり、組織も活動も壊滅、停止状態である。

ア 自治会

2016（平成28）年8月に会合が開かれ、今後のことが議論された。

住民としては、自治会は残したいという強い希望あるが、人数的に成立するのか、行政への申請もあり、難しい状況といわれており、会合は続けられている。

イ 老人会

対象会員が少なくなり、消滅状態にある。

ウ 婦人会

老人会同様、消滅状態にある。

エ 子供会

子どもがいないため消滅している。

エ 青年団

若者がいないため、消滅している。

オ 消防団

団員は存在するものの、各避難先がばらばらであるため、分団としての集まりはできていない。

(3) 各種行事

かつて行われていた年中行事も、人がおらず、以下のとおり、復活できていない。こうした行事は、地区住民が地域コミュニティでの人的な結びつきを作る場として機能していたが、そもそも住民が離散して戸数が減少し、いまだ自立した地区として立ち上がりがないでいることがわかる。

ア 初詣

地区集団での行事としてなくなった。

イ 厄流し

中止となり、再開の見込みはない。

ウ 新年会

中止となり、再開の見込みはない。

エ 花見会

中止となり、再開の見込みはない。

オ 葬儀

本件事故前は、地区全体で執り行っていたが、現在は、住民が避難によつて離散したため、各人が葬儀場に依頼して、個別に執り行うようになってい る。

カ 大甕地区の運動会

準備書面(7)の大甕上地区について述べたとおり、文化祭と隔年交代で行われていたが、参加者も準備の人手も足りなくなつたため中止となり、代わりに文化祭だけが毎年開催されるようになっている。

キ 班別バレーボール大会

中止となり、再開の見込みはない。

(4) 地域の自然環境の現状

小浜地区内を流れる太田川は、震災復興のための工事中であり、川釣りや川遊びを楽しむ人はいない。

海釣りは好きな人が少数の人が行っているが、移動範囲の狭い根魚(ねうお)は放射能汚染の不安から食べないようにしている。海水浴やサーフィンを楽しむ地元の人や旅行客も当然いなくなった。

豊かな自然と共に生きていたこの地区は、いまだ自然と人々との接点を取り戻せていない。

(5) 地域の産業

小浜地区では、ほとんどの家庭が兼業農家であったが、畑はほとんど耕作さ

れないまま放置され、田は復興のための耕地整理のやり直しで、耕作できない状態が続いている。

本件事故前、小浜地区内のあった3工場のうち、原告川岸が営んでいた小浜製作所の工場は、前述のとおり、原町区信田沢に移転した。大内新興化学工業の原町工場及び三和化学工業の原町工場は再開している。

本件事故前、小浜地区住民が利用していた小売業の大内商店は、現在も再開されておらず、その見込みもない。

(6) 小浜地区住民の地域コミュニティに対する思い

小浜地区は小規模な地区であるが、そこに住む住民は、つながり合って地区を支えていた。帰還した住民は、他の住民も避難場所から戻ってほしいと希望している。しかし、本件事故後6年近くが経過して、原告川岸一家のように、ばらばらの避難となった家族が早く一緒に住めるようになるために、他地区に自宅を新築した住民や、南相馬市の用意した集団移転の団地に移って行った住民もあり、小浜地区コミュニティは、もはや従前の状態に戻らない。

原告川岸ら移転組にとっても、小浜という地域コミュニティの中で生まれ育ち、仕事をし、生活を営んでいたにもかかわらず、その場所を放棄せざるを得なかつた無念の思いも精神的ダメージも、同様に、元の状態に戻ることはない。

3 地域コミュニティの破壊、喪失

小浜地区では、ようやく太田川の流された橋の再建や護岸工事が始まった段階で、住居も取り壊したもの以外は震災直後の状態であり、また基幹産業とも言うべき農業もまだ再開できていない。

津波で破壊されただけならば、直後に、場所を山側に移してでも、再建できた地域であるが、前述した小沢地区同様、放射能汚染に対する不安が、小浜地区への帰還を困難にしている。また、戻ってきたところで、人口の

激減及び高齢者の比率の増大により従来のようなコミュニティ活動や人の繋がりは喪失し、復旧を望むべくもない。

以上のように、本件事故による長期にわたる避難の強要は、小浜地区的地域コミュニティ機能を破壊してしまっているのである。

第4 まとめ

準備書面(7)及び本準備書面で述べたとおり、本件事故による放射線被ばくを避けるための避難及び現在も続く放射能汚染（本件事故による放射性物質による汚染及び本件事故の収束並びに廃炉過程での放射性物質による汚染）に対する不安から、原告らが本件事故前に住んでいた地域コミュニティは、喪失（小沢地区）あるいは変容してしまった。その変容状況は、長期にわたる避難を強要された20km圏内の地域で著しいが、20km圏内外を問わず、もはや本件事故前の状況に復興することは不可能である。

そのため、原告らは、本件事故前にそれぞれが所属する地域コミュニティから得ていた地域生活利益（訴状94～95頁）及び人格発達権（訴状95～96頁）を奪われてしまった。

以上から、本件事故の原因者である被告は、原告に対し、地域生活利益及び人格発達権を奪ったことに対する慰謝料を支払うべき責任があることは明らかである。

以上